

恵庭ふるさと公園官民連携型賑わい拠点創出事業  
公募設置等指針

令和3年11月

恵庭市

## 目次

■用語の定義	1
1. 事業の概要	3
(1) 事業の目的	3
(2) 恵庭ふるさと公園の概要	3
(3) 恵庭ふるさと公園の整備方針	5
(4) 事業範囲と事業イメージ	12
(5) 事業の流れ	14
2. 公募対象公園施設等の設置に係る事項	16
(1) 公募対象公園施設の種類	16
(2) 公募対象公園施設の場所	17
(3) 公募対象公園施設に関する事項（課題）	18
(4) 特定公園施設の建設に関する事項（課題）	23
(5) 利便増進施設の設置に関する事項	25
(6) 原状回復の義務	26
(7) 認定の有効期間	26
3. 公募の実施に関する事項等	27
(1) 公募への参加資格	27
(2) 公募用資料	28
(3) リスク分担	28
(4) 事業破綻時の措置	30
4. 公募の手続きに関する事項等	31
(1) 日程	31
(2) 応募手続き	31
(3) 事務局	38
(4) 受付時間	38
(5) 審査方法等	38
(6) 公募設置等予定者の決定	41
(7) 公募設置計画の認定	41
(8) 契約の締結等	41
(9) 法規制等	42
(10) その他	42

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。</li> <li>都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。</li> </ul> <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">民間が収益施設と公共部分を一体的に整備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>		民間が収益施設と公共部分を一体的に整備			カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	民間が収益施設と公共部分を一体的に整備												
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)											
従前	民間資金	公的資金											
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金											
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置または管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</li> </ul>												
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置または管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</li> </ul>												
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。</li> </ul>												

公募設置等指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。</li> </ul>
公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 都市公園法第 5 条の 3 の規定に基づき、P-PFI に応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。</li> </ul>
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。</li> </ul>
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公園管理者が、都市公園法第 5 条の 5 の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者</li> </ul>

## 1. 事業の概要

### (1) 事業の目的

恵庭ふるさと公園は、恵庭地区の中心に位置する面積4.0haの地区公園です。

本公園は、都市部におけるレクリエーションや自然とのふれあいの場として市民に長く親しまれており、豊かで潤いのある住環境の創出や良好な都市景観の形成など、多様な機能や役割を担っています。

一方、本公園は、1992年（平成4年）の供用開始から29年余が経過し、施設が老朽化したことに加え、周辺環境や社会状況の変化により、市民が公園に求める機能や役割が大きく変化していること、樹木の生長などにより、防犯上や避難空間としての課題が指摘されていること、また、平成28年度に策定された、「恵庭市公共施設花づくり基本指針」にて本公園が花の観光拠点の一つとして位置付けられたことから、より質の高い公共空間の創出と利便性・快適性の向上を図るため、再整備を実施することとなりました。

本事業は本公園の再整備のうち、カフェ等の収益施設および一部の園路、駐車場等（特定公園施設）の整備と整備後の施設の管理、運営について、公募設置管理制度（P-PFI）により、民間のノウハウやアイデアを活用して行うことを目的とします。

### (2) 恵庭ふるさと公園の概要

#### ① 所在地 恵庭市黄金中央4丁目2番地

本公園は、JR 恵庭駅より北側に約400mの距離に位置しており、黄金地区の住宅街のほぼ中央に立地しています。



- ② 区域区分 市街化区域
- ③ 用途地域 第2種中高層住居専用地域
- ④ 全体面積 4.0ha
- ⑤ 建ぺい率 12% (公募対象施設の設置に限る。恵庭市都市公園条例の規定による)
- ⑥ 容積率 200%
- ⑦ 交通 本公園は四方が市道に接しております。公園東側を走る都市計画道路の黄金学園通(幅員25m)は、JR恵庭駅と北海道文教大学を結ぶ黄金地区の幹線道路の1つであり、大学生や高校生の通学経路でもあり、自動車や歩行者の交通が多い道路となっています。

	道路名	区分	幅員
敷地北側	恵庭北25号線, 恵庭北68号線	市道	8.0m, 8.0m
敷地東側	黄金学園通	市道	25.0m
敷地南側	恵庭北76号線	市道	10.0m
敷地西側	黄金4号線	市道	22.0~32.0m※

※本幅員は隣接する第2幹線用水路敷地等も含んでおり、これを含まない公園周辺の幅員は10.5mである。

⑧ 教育施設等

本公園の1km圏域には、北海道文教大学、北海道文教大学附属高等学校、恵庭市立恵明中学校、あいおい子ども園、ひまわり幼稚園が立地しています。また、公園より北北東に約0.8km離れた場所に恵庭総合体育館が立地しています。

教育施設名	公園からの距離
北海道文教大学	北北東約400m
北海道文教大学附属高等学校	北北東約600m
恵庭市立恵明中学校	北約600m
あいおい子ども園	南南西約600m
ひまわり幼稚園	北東約600m

⑨ 背景

本公園の誘致圏域の主となる黄金地区の年齢構成は、年少人口の割合が市の平均に比べて高く子育て世代の比較的多い地域となっています。(令和3年11月1日時)

年少(0~14歳)人口割合	恵庭市 12.4%	黄金地区 15.1%
---------------	-----------	------------

⑩ 関連事業

恵庭ふるさと公園は、本事業と併せて再整備工事を実施する予定です(恵庭市施工)。全公園区域面積4.0haのうち、図-5に示す2.15haの範囲の再整備を行います。

現時点での再生備工事スケジュール(予定)は下記の通りです。

令和2年度 既存樹木の間引き (実施済)

令和4年度～令和5年度 再整備工事（休憩施設・修景施設・園路広場・  
植栽）、遊具更新（複合遊具）

⑪ 埋蔵文化財

本事業における公募対象公園施設および特定公園施設整備区域は埋蔵文化財包蔵地「カリンバ5遺跡」に該当します。工事着手前に工事の計画を、北海道教育委員会に通知するとともに、工事の際は必要に応じて恵庭市教育委員会の職員が立ち会いを行う場合があります。（参考文献1参照）

⑫ 恵庭市地域防災計画

恵庭ふるさと公園は、恵庭市地域防災計画にて、一時避難場所に指定されています。

**（3）恵庭ふるさと公園の整備方針**

恵庭ふるさと公園の整備にあたっては、基本計画、実施設計の策定、およびこれらを策定する際に市民の方、近隣住民の方との合意形成を図るワークショップ等の実施を行っています。本業務の実施にあたっては、これらの計画や方針を反映したものとしてください。

①恵庭ふるさと公園ワークショップ

再整備を進めるにあたり、行政主導の公園整備、管理から、市民と協同した公園整備、管理を目指した取組みとして、平成29年度から平成30年度の2か年にかけて一般公募者、地域住民、公園利用団体、花団体、地元造園業協会で構成されるメンバーでワークショップを8回開催しています。

平成29年度の4回のワークショップでは、再整備に向けた基本方針や今後の管理運営について話し合いが進められ、「恵庭ふるさと公園再整備基本計画」に取りまとめられました。

平成30年度にも4回のワークショップが開かれ、基本計画で整理した基本理念や基本方針、これらを具現化するための整備方針を踏まえつつ、より具体的な施設整備の内容や規模における合意形成、将来的な市民協同型の管理・運営等について話し合われ、これらの内容を勘案して実施設計が策定されています。

## ② 恵庭ふるさと公園再整備基本計画

恵庭ふるさと公園の再整備にあたり、整備の基本理念、基本方針、整備方針を設定しています。整備方針の中で、本事業の対象範囲となる公園の魅力向上、持続的な施設整備・更新を目的として Park-PFI による便益施設（カフェ等の収益施設、駐車場やトイレ）といった建設スペースの確保がうたわれています。また、ゾーニングや動線計画についても示されています。

### 【基本理念】

## ～地域コミュニティをつなぎ次世代に引き継ぐふるさと公園～

### 【基本方針】

## “らしさ”が感じられるみどりと花の景観づくり

- ・地域のシンボルである良好な緑を活かした、新たなみどりと花の景観づくりを進め、他の花の拠点との差別化を図ります。
- ・花苗の生育や地域住民による植栽など、地域が中心となった“花育”の取り組みを進めます。

## 新たな地域のにぎわい拠点(顔づくり)の創出

- ・様々な地域活動を促す空間を確保し、利用者の価値観や思いを共有する交流の場を創出します。
- ・誰もが立寄りやすい明るく開放的な空間とし、潜在的ニーズへの対応と地域コミュニティの活性化を進めます。

## 地域参加型による持続可能な管理・運営

- ・地域住民や商店街、また市民活動団体などが公園の運営管理の一部に携わることでできる仕組みづくりを進めます。



## 【整備方針】

### 立ち寄りやすい明るく開放的な出入口

- ・メインアプローチとなる黄金学園通に面する部分は、歩道と一体となった広場として整備を行い、気軽に立ち寄れる空間とします。
- ・地域が主体となった花育を進め、新たなにぎわいと地域コミュニティを促します。

### 多様な地域活動を促す木立と芝生の広場

- ・四季を通して、様々な地域活動や自主活動を行うことのできる芝生の広場を整備します。
- ・フレキシブルな利用を考慮し、広場周辺には出来るだけ作工物は整備しません。

### 良好な自然環境の創出と緑のリサイクル

- ・カシワ林が生育している部分については、適度な間引きを進め、草本の回復を図るとともに、シェードガーデン<sup>(※)</sup>が楽しめる空間とします。
- ・緑のリサイクルの視点に立ち、一部堆肥場などのバックヤードを確保します

### サービス施設の整備による利便性の向上

- ・Park-PFIにより、公園の魅力向上、持続的な施設整備・更新を目的として、民間資金による便益施設（カフェ等の収益施設、駐車場やトイレ）の建設スペースを確保します。

※1) シェードガーデン 樹木や植物などにより半日陰～日陰になる部分にある程度耐陰性のある植物を植えた庭

## ③ 恵庭ふるさと公園整備実施設計

基本計画をさらに具体化し、ゾーニング、動線計画、個別計画等について取りまとめています。

### 【ゾーニング】

- メインアプローチの設定
  - ・公園へのメインアプローチを新たに黄金学園通り側に設定します。また、自動車でのアクセスに配慮し、駐車スペースを恵庭北 76 号線側に設定します。
- 賑わいと彩りのゾーン～コミュニティ広場
  - ・本公園の新たな顔となるゾーンと位置づけ、日常的な賑わいと草花による彩りが楽しめるゾーンとします。黄金学園通に面して確保するメインアプローチに広場的な要素を持たせることで、隣接する歩道と一体的な空間とします。
- 地域活動を促す多目的ゾーン～木立と芝生の広場

- ・1年を通して様々な地域活動や、自主活動が楽しめるゾーンと位置づけ、公園利活用を促します。コミュニティ広場に隣接する敷地中央に配置することで、多くの人たちが興味関心を持てるようにします。
- 自然観察ゾーン～カシワ林とニホンスズランの散策路
  - ・敷地北側のカシワ林群落については、適正な樹木密度と草刈などにより野草や日陰を好む草花を楽しめるゾーンとします。
- 回遊性のある動線設定
  - ・現況の施設と再整備される施設や空間が一体となって利用できるよう、回遊性を持たせた動線を確保します。また、園路際にはボーダー植栽(園路に沿った帯状の植栽)などを取り入れることによって、公園全体を楽しめるものとします。

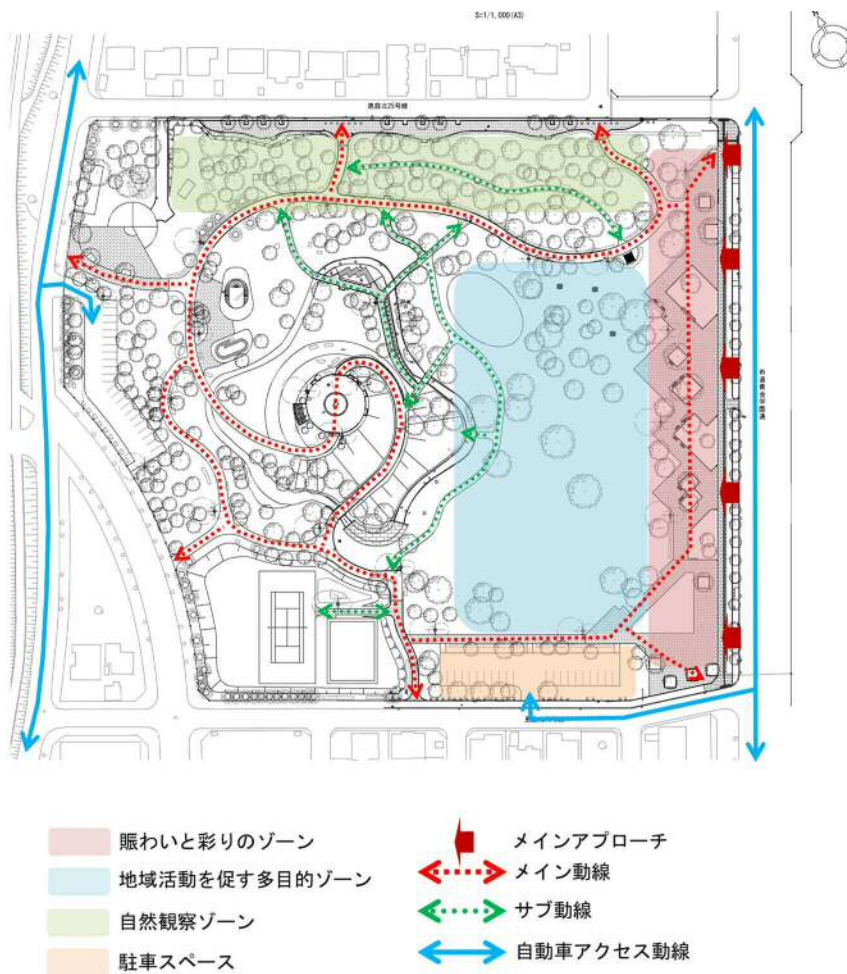


図-1 ゾーニング・動線計画図

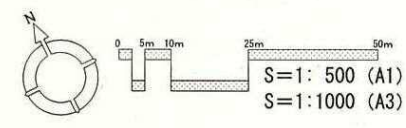


図-2 計画平面図

【(参考) 関連・上位計画】

恵庭ふるさと公園の再整備計画にあたり、基礎となった関連計画や上位計画を参考として以下に示します。

参考-1 恵庭市緑の基本計画

恵庭市緑の基本計画は、将来の緑や公園がどうあるべきかを定める計画で、長期的視野で策定しています。緑の将来像を、水と緑ゆたかな“やすらぎのあるまち”と定め、「緑をまもろう」、「緑をふやそう」、「緑をそだてよう」の3つの視点を基本に、それらを関連づけて「つなぐ」ことで価値を高め、恵庭らしさの緑づくりを進めていきます。

施策の柱と実現方策	
1 緑をまもろう	<p>● 柱その1：自然地の保全</p> <p>① 緑の保全を前提とした適正な土地利用の形成をめざします。                  ② 身近な自然環境を有する市街地の緑は、適正な管理により維持・活用を図ります。                  ③ 公園緑地等の整備にあたっては、周辺の自然環境や生態系への影響に配慮します。</p>
	<p>● 柱その2：樹木・樹林の保全</p> <p>① 森林や水源の保全に加え、良好な自然植生や鳥獣の保護に努めます。                  ② 防風保安林や河群林は、自然環境や景観に接することができる場として保全・活用します。                  ③ 樹林地やまとまった緑を守るため、あらゆる制度を活用して保全を図ります。</p>
	<p>● 柱その3：水辺と生態系の保全</p> <p>① 市街地を一体となった水辺環境の保全・形成を図ります。                  ② 河川空間と隣接した緑をつなぎ、生物多様性の高いまちづくりを推進します。                  ③ 河川の改修・整備にあたっては「多自然かわづくり」をめざします。</p>
	<p>● 柱その4：農地の保全と交流</p> <p>① 北海道の景観を代表する田園景観の保全・形成・維持を図ります。                  ② 景観の調和・統一を図り、豊かで美しい農村景観づくりを進めます。                  ③ 都市と農村の交流拠点を活用し、市民や来訪者に恵庭市の魅力を伝えていきます。</p>
2 緑をふやそう	<p>● 柱その1：公園施設等の整備・維持</p> <p>① 恵庭市における公園種別ごとの配置及び規模に基づき、適正に配置します。                  高齢社会への対応、既存施設のリニューアルを推進します。                  ② 施設整備や維持管理の充実、緑の保全と良好な都市環境の形成を図ります。                  ③ 河川敷地や市街地内の樹林は、活用に配慮しながら緑地の充実を図ります。                  ④ 特色のある公園整備を推進します。                  ⑤ 公園施設の長寿命化に向けて、調査・計画作成に取り組んでいきます。</p>
	<p>● 柱その2：緑のネットワークの形成</p> <p>① 道路の特性に合わせた街路樹を選定し、道路緑化を推進します。                  エコロジカルネットワークの形成にも配慮し、植栽材料・形式、配植等を検討します。                  ② 安心して街なかを周遊することができる緑道・自転車歩行者道を形成します。                  ③ 駅前広場や拠点となる公園・緑地などは、緑のネットワークの結節点として整備します。</p>
	<p>● 柱その3：公共施設等の緑化</p> <p>① 公共施設はまちの緑化モデルとして緑化を推進します。                  ② 体験型の学校緑化により、緑化推進と自然保護意識を育みます。                  ③ 国や道の施設は、周辺環境に調和した緑化や景観形成を要請していきます。</p>
	<p>● 柱その4：民有地の緑化</p> <p>① ガーテニングの普及、地区計画・協定制度の活用などにより、住宅地の緑化を推進します。                  ② 周辺地域の景観に配慮したるおいのある工業地の緑化を推進します。                  ③ 彩りあふれる商業地の緑化を推進し、恵庭らしい魅力ある景観を形成します。                  ④ 良好な市街地景観の形成を図るため、緑化協定等の締結を推進します。</p>
3 緑をそだてよう	<p>● 柱その1：市民の参加・協力</p> <p>① 緑化機会をふやすとともに、取り組みやすい植樹方法を取り入れるよう努めます。                  ② 市民が気軽に参加できるような公園や緑地の維持管理体制構築に努めます。                  ③ 「水と緑と花のまちづくり推進基金」を継続し、その充実を図ります。                  ④ 「緑の募金」を活用し、市民が緑化活動に参加できるように努めます。</p>
	<p>● 柱その2：自然保護活動と環境教育の推進</p> <p>① 観察会や体験学習会などの活動を支援・促進し、自然保護意識の普及啓発を図ります。                  ② 市民や各種団体、事業者、行政の連携による自然保護活動と環境教育の推進を図ります。                  ③ 市民による自主的な環境保全活動促進のため、環境ボランティアの育成を図ります。                  ④ パンフレットの発行、体験学習の機会と場を充実し、緑化活動の推進を図ります。                  ⑤ 市民の緑化知識と技術向上を図るため、各種緑化講習会を開催します。</p>
	<p>● 柱その3：緑の広報活動</p> <p>① 緑の散策マップを発行し、市民や来訪者に提供できるようにしていきます。                  ② 身近な公園・緑地の自然環境を活かし、観察会を開催します。                  ③ 道と川の駅花ロードえにわを拠点として、市民や来訪者に対する緑のPRを継続していきます。</p>
	<p>● 柱その4：花のまちづくり</p> <p>① 「花のまちづくりプラン」推進体制の強化を図ります。                  ② 「恵庭らしさ」をめざし、市民と行政の協働により、街に花と緑をふやしていきます。                  市の花スズランの普及・拡大を図ります。                  ③ 生産者と市民の交流を深め、花の供給システムを維持・発展させていきます。                  ④ 花のまちづくり推進拠点づくりに向けた検討を行います。                  ⑤ 花をテーマとした市民交流の活発化、花の情報発信を目的としてイベントを開催します。</p>

図-3 恵庭市緑の基本計画での緑の将来像と3つの視点（恵庭市緑の基本計画より）

## 参考-2 恵庭市公共施設花づくり基本指針整備・運営計画

恵庭市では、公共施設における花植えに関する方針や、庁内組織体制、財源などに関する基本的な行動指針など、継続的な事業実施を図ることを目的として、平成 29 年に恵庭市公共施設花づくり基本指針整備・運営計画を策定しています。

本公園も同指針における花の観光拠点の 1 つとして位置付けられ、具体的な取り組みとしては、札幌恵庭自転車道延伸に伴う自転車道路や大幅員の歩行者散策路の回廊整備、デザイン性を重視した大型花壇の整備、既存樹木の間引きや下枝剪定による防犯・安全面に配慮した公園整備としています。

### 整備内容（案）

本公園は、恵庭市バリアフリー基本構想の恵庭駅周辺地区の重点整備地区内に位置しており、特定事業の整備方針のなかで、都市公園特定事業の対象とされております。対応方針としては、高齢者・障がい者に優しい、快適な公園環境整備、改善を掲げております。このバリアフリー化に併せて、札幌恵庭自転車道線の自転車道路や大幅員の歩行者散策路の回廊などを整備します（※）。

また、その周囲に花壇を整備し、暗くて印象の悪い狭隘な樹木の間引きや下枝などの剪定を行うなど、美観はもとより防犯・安全面も配慮した公園整備を目指します。これらにより、周辺道路からの見通しの良さ、明るさを創り出します。

札幌恵庭自転車道線の終点（ゴール）（※）としてデザイン性を重視した魅せる大型花壇を整備し、サイクリストに「花のまちえにわ」をアピールし、交流人口の増加を促します。

恵庭市公共施設花づくり基本指針整備・運営計画より

※) 本計画は平成 29 年時の整備内容です。札幌恵庭自転車道線の現在の計画は JR 恵庭駅が終点となっています。

#### (4) 事業範囲と事業イメージ

事業者には、恵庭ふるさと公園において、以下の業務を行っていただきます。

- ① 公募対象公園施設の設置及び管理運営業務（必須提案）
- ② 特定公園施設の設計業務（必須提案）
- ③ 特定公園施設の建設業務（必須提案）
- ④ 特定公園施設の譲渡業務（必須提案）
- ⑤ 特定公園施設の管理運営業務（必須提案）
- ⑥ 利便増進施設の設置及び管理運営業務（任意提案）

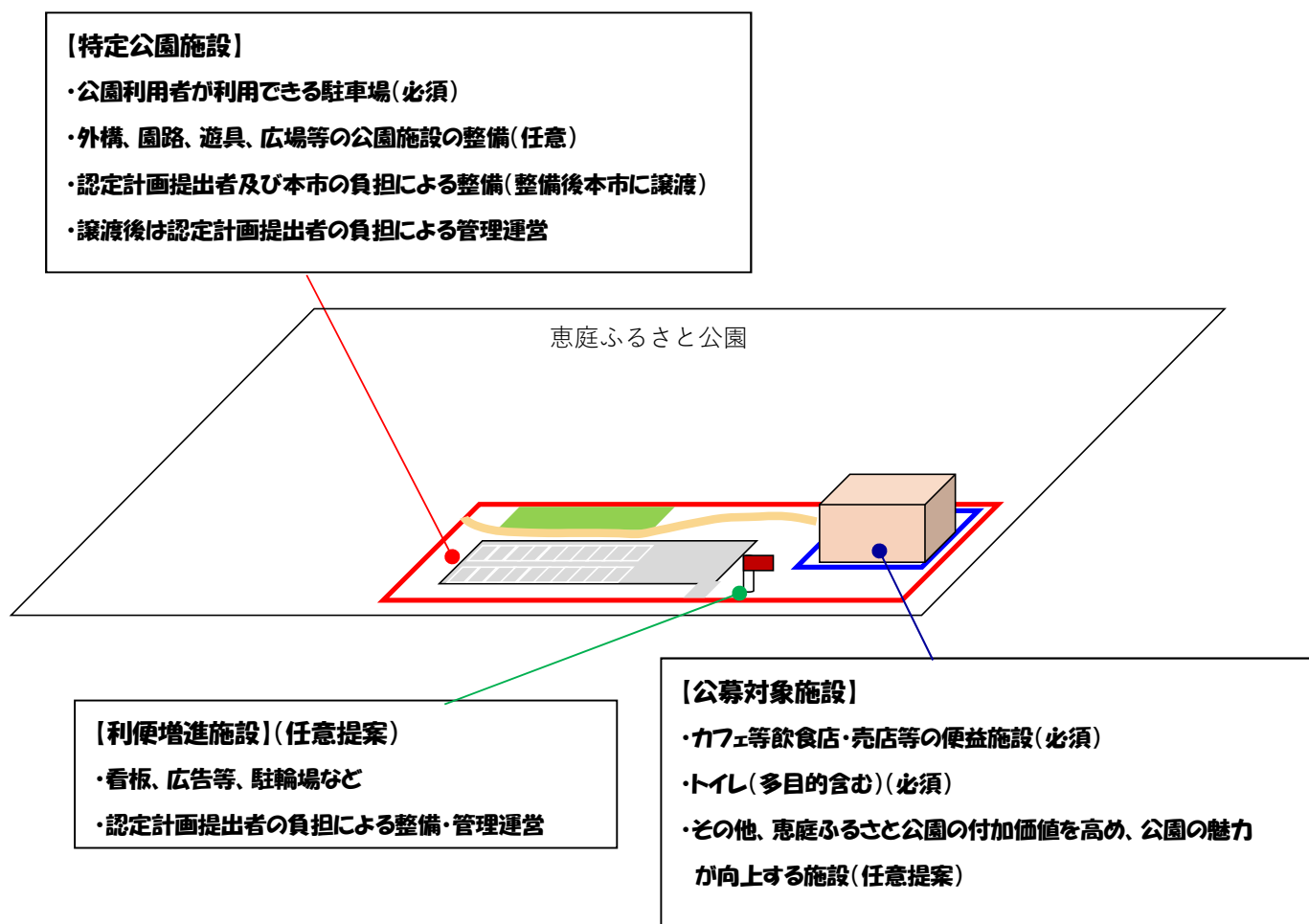


図-4 事業イメージ図

事業概要

公募対象公園施設	<p>対象区域内において以下の提案が可能である。</p> <p>① 飲食店、売店としてサービスを提供する新規の施設を設置すること（必須）</p> <p>② トイレ（男女別、多目的トイレを含む。各1基以上）を設置すること。（必須）</p> <p>③ 新規施設は上記必須施設以外にも設置可能である。（任意）</p> <p>④ 収益等から実施可能な公園への還元策についても提案すること（必須）</p>
特定公園施設	<p>対象区域内において、以下の提案が可能である。</p> <p>① 基本計画、実施設計の結果を踏まえ公募対象公園施設および公園利用者が利用できる駐車場を設置すること（必須）</p> <p>② 周辺の公園の景観と調和した外構を整備すること（任意）</p> <p>③ それ以外の部分については、公園利用者が寛げる空間を提案可能である（任意）</p>
利便増進施設	<p>① 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する施設等（広告塔、看板、自転車駐車場など）（任意）</p> <p>※）看板、広告塔は、地域における催しに関する情報の提供を主たる目的として設置するものであるが、それ以外の情報で地域住民の利便の増進に資する案内や広告塔の掲示を排除するものではない。なお、利便増進施設として設置する看板、広告塔は、北海道屋外広告物条例（昭和25年11月25日条例第70号）との整合が図られたうえで設置される必要がある。</p>
管理運営	<p>① まちづくりの拠点として、人の流れを創出するため、地域や教育機関との連携を図るための方策を提案すること。</p>

※）上記指定以外の規模、数量、配置等は認定計画提出者の提案とする。

費用負担と役割分担表

項目		公募対象公園施設	特定公園施設	利便増進施設
		飲食・売店等の収益施設	外構および駐車場等	例：自転車駐輪場、看板等
整備 （設 計含 む）	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者 恵庭市（上限あり）	認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて整備	認定計画提出者が整備した後、市へ譲渡 工事中は公園占用許可（使用料は免除）	認定計画提出者が公園 占用許可を受けて整備
管理 運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	位置付け等	認定計画提出者が公園施設設置許可を受けて管理運営	認定計画提出者が公園施設管理許可を受けて管理運営（全額 使用料は免除）	認定計画提出者が公園 占用許可を受けて管理 運営
	財産管理	認定計画提出者	恵庭市	認定計画提出者

## (5)事業の流れ

### ① 公募設置等予定者の選定

市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

### ② 公募設置等計画の認定

市は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

### ③ 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、市との間で協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。基本協定の締結後は、設計条件等の事業内容の詳細について別途市との協議を実施します。

### ④ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

なお、認定計画提出者と設置許可の申請者が異なることが想定される場合は、申請時にその旨が分かる資料を提示してください。

### ⑤ 特定公園施設の設計・建設、市への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、一旦、認定計画提出者の負担において実施していただき、令和4年度末までに整備を完了後、本市が費用の一部を負担し当該特定公園施設の譲渡を受けます。なお、特定公園施設の工事中および管理運営期間の対象範囲の公園使用料については原則免除します。

### ⑥ 特定公園施設の管理運営

特定公園施設の引き渡し完了した時点において、都市公園法第5条に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。なお、特定公園施設に関する管理許可に係る使用料は、全額免除とします。

### ⑦ 利便増進施設の設置、管理運営

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。



## ⑧ その他

### 1) イベント等の実施に係る条件

イベント等の実施に際しては、使用料等の扱いは以下の通りとします。

特定公園施設の範囲内で実施する場合：減免とする。

特定公園施設の範囲外で実施する場合：恵庭市都市公園条例に準ずる

### 2) 地域還元の提案について

公募対象公園施設の運営で得られた収入や利益について、認定計画提出者の経営努力により計画を上回った場合は、原則として認定計画提出者の収入、利益とします。

ただし、公共施設であることを鑑み、営業利益が計画を大幅に上回った場合については、公共公益性の視点からその超過額の取り扱いについて提案をお願いします。

※) 計画を下回った場合はその差額を補填しません。

地域還元の提案については、下記の視点で提案してください。

#### ① 還元の考え方

還元の考え方について、どのような還元が考えられるかご提案ください。

- |  |
|--|
| <p>(例)・賑わい創出に係るイベントを実施し、その経費に充当する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域団体、教育機関等が実施するイベントに協賛する。</li><li>・公園施設の修繕を実施する。</li></ul> |
|--|

#### ② 還元する金額

超過額の取り扱い、および想定される還元額割合の見込みについてご提案ください。

- |   |
|---|
| <p>(例)・営業利益が計画を〇〇円(%)上回った場合、営業利益の一部(〇%)を還元する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・営業利益が計画を〇〇円(%)上回った場合、毎年一定額(〇〇円)を還元する。</li></ul> <p>※)営業利益の計画は、様式4-1 資金調達計画及び収支計画により確認する。</p> |
|---|

## 2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

### (1) 公募対象公園施設の種類の種類

提案を求める公募対象施設の種類の種類は以下の通りとし、恵庭ふるさと公園の魅力向上、持続的な施設整備、更新に資する便益施設等を提案してください。

必須提案以外のその他の提案は任意提案とします。

提案内容の詳細は、公募設置等予定者の選定後に市との協議の上、決定するものとします。

○必須提案：恵庭ふるさと公園の魅力向上、にぎわいの創出に寄与する便益施設(飲食店、売店、トイレ(男女別及び多目的トイレ))

○その他の提案：都市公園法第5条の2第1項および都市公園法施行規則第3条の3に規定されている休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設等に該当するもの

※) 施設の運営にあたっては、各業界団体が作成したガイドラインに従うなど、新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた取り組みを実施してください。

(参考) 公募対象公園施設一覧

分類	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設	その他の施設
公園施設の種類の種類	休憩所 ベンチ 野外卓 ピクニック場 キャンプ場 その他これらに類するもの	ぶらんこ 滑り台 シーソー ジャングルジム ラダー 砂場 徒渉池 舟遊場 魚つり場 メリーゴーランド 遊戯用電車 野外ダンス場 その他これらに類するもの	野球場 陸上競技場 サッカー場 ラグビー場 テニスコート バスケットボール場 バレーボール場 ゴルフ場 ゲートボール場 水泳プール 温水利用型健康運動施設 リハビリテーション用運動施設 ボート場 スケート場 スキー場 相撲場 弓場 乗馬場 鉄棒 つり輪 その他これらに類するもの これらに付属する工作物(観覧席、シャワー等)	植物園 温室 分区園 動物園 動物舎 水族館 自然生態園 野鳥観察所 動植物の保護繁殖施設 野外劇場 野外音楽堂 図書館 陳列館 天体・気象観測施設 体験学習施設 記念碑 その他これらに類するもの 遺跡等(古墳、城跡等)	飲食店 売店 宿泊施設 駐車場 園内移動用施設 便所 荷物預り所 時計台 水飲場 手洗場 その他これらに類するもの	展望台 集会所

※都市公園の質の向上に向けたPark-PFIの活用ガイドライン(平成30年8月10日改正)国土交通省都市局公園緑地・景観課 抜粋

## (2) 公募対象公園施設の場所

公募対象公園施設の設置が可能となる場所は下記の図に示す範囲内（面積＝約 3,000m<sup>2</sup>）です。（公募対象公園施設以外の設置可能区域は特定公園施設とします）



※) 建築位置の決定にあたっては、恵庭ふるさと公園内の敷地状況を各自で調査したうえで検討してください。

### (3) 公募対象公園施設に関する事項 (課題)

#### 1) 本事業を通じて期待される効果

- 公園の魅力向上と賑わいの創出  
公園のメインアプローチとなる黄金学園通りに近い場所から気軽に立ち寄れる施設、機能の導入
- サービス施設の整備による利便性の向上  
公園利用者の増加、滞在時間の延長
- 持続的な施設の整備・更新
- 交流拠点施設の設置と地域との連携  
地域と一体となり、新たな魅力を創出する施設、機能、運営手法の導入
- ユニバーサルデザインへの配慮  
誰もが過ごしやすい、楽しめる機能の導入

#### 2) 公募対象公園施設の整備に係る基本的な条件

- ・ 恵庭ふるさと公園の魅力向上を図り、年間を通して賑わいの創出が図れる施設をご提案ください。
- ・ 公募対象公園施設は、都市公園内の公園施設であり、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、公園利用者の利便性を高めるものや公園利用者の増加に繋がる施設を提案してください。
- ・ 一部の利用者や特定の時期だけにサービスを提供する施設の提案は認めておりません。
- ・ 対象エリアの立地条件や周辺環境等を考慮し、恵庭ふるさと公園の景観と調和した配置計画やデザインとしてください。
- ・ 公募対象公園施設は、施設利用者だけでなく、公園利用者が快適に利用できる施設・空間とし、公園利用者や歩行者等に対して機能的で安全な動線を確保してください。
- ・ タバコの販売は禁止とし、公募対象公園施設内も禁煙としてください。
- ・ 酒類の販売は自動販売機での販売を禁止としますが、それ以外の方法での販売は可能です。ただし、酒類を販売する際は他の利用者への配慮についても併せて提案してください。
- ・ 荷捌きスペースやごみ集積スペースを確保する場合は、施設内及び施設周辺（整備対象区域内）に整備してください。
- ・ 施設に必要なインフラ（電気、ガス、上下水道等）は、認定計画提出者の負担にて整備してください。既設引き込みの容量等に支障がない場合は、分岐できるものとし、分岐した場合は子メーターを設置し、公募対象公園施設の使用量を区分できるようにしてください。なお、各インフラ管理者と協議が必要な場合は、認定計画提出者にて協議を行うものとします。

種類	対応
上水道	公募対象施設から恵庭市上水道本管への接続点までの整備について認定計画提出者の負担となります。
	恵庭市の貸与するメーターを設置して頂き、水道使用料金を市に支払っていただきます。
下水道	敷地内に公共枵を設置して頂き、公募対象施設から公共枵までの整備について認定計画提出者の負担となります。 下水道使用料金を市に支払っていただきます。
電気	認定計画提出者の対応となります。 ※建築可能区域の近接箇所に北海道電力電線あり。
ガス	本公園周辺に都市ガスは整備されておりません。必要であれば、認定計画提出者でプロパンガスを準備し対応となります。
	認定計画提出者にガス事業者との契約により、直接負担して頂きます。
電話・通信	認定計画提出者の対応となります。
	認定計画提出者に電話・通信事業者との契約により直接負担して頂きます。

- ・駐車場については公園駐車場の一部を利用することができますが、施設利用者専用駐車場が必要な場合は、認定計画提出者にて整備してください、なお、施設利用者専用の駐車場を整備する場合は、公募対象公園施設の一部とし、使用料算定面積に算入します。
- ・公募対象公園施設は、都市公園法（昭和 31 年法律 79 号）、恵庭市都市公園条例（昭和 40 年条例第 8 号）、北海道屋外広告物条例（昭和 25 年条例第 70 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、北海道景観条例（平成 20 年条例第 56 号）およびその他各種関係法令に適合する常設の建築物とし、関係機関等への届出や検査などの必要な手続きを遅滞なく行ってください。
- ・公募対象公園施設は、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】（平成 24 年 3 月国土交通省）を遵守した設計とし、バリアフリー化に努めてください。
- ・公募対象公園施設の常設サインは北海道屋外広告物条例を遵守してください。また、常設サインについては、設置場所も含め市と協議のうえ決定することとします。なお、景観を阻害するサイン（のぼり等）は設置できません。
- ・公募対象公園施設は複数棟の建築を可能とします。
- ・施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりを作らないよう、公園の安全性に配慮して下さい。また、公募対象公園施設周辺の夜間の利用も考慮し、公園利用者が夜間にも安全に利用できる照度を確保できるようにしてください。
- ・景観に配慮し、室外機や設備機器などは屋外に露出しないよう目隠し等を設置してください。
- ・整備にあたっては廃棄物の削減等、環境負荷低減に取り組んでください。
- ・恵庭市緑の基本計画に基づき、緑化活動に努めてください。
- ・本事業は埋蔵文化財包蔵地「カリンバ5遺跡」に該当し、工事着手前に文化財保護法第

94条の規定に基づき、工事の計画を、恵庭市郷土資料館を經由して北海道教育委員会に通知し、文化財保護のために必要な勧告を受けることを要します。また、事業区域は工事に際して恵庭市郷土資料館の職員が立ち会いを行う場合もあります。

- ・整備にあたり、恵庭ふるさと公園の再整備工事等関連工事との連携に配慮して下さい。
- ・認定計画提出者は公募対象公園施設の設計図書（出来形図面、社内検査簿）、品質管理、試験成績表、工事工程表を本市に提出し、内容について承諾を得る必要があります。なお、設計の内容が提案内容と相違する場合、修正を求める場合があります。
- ・公募対象公園施設の工事において、公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。
- ・認定計画提出者は、公募対象公園施設の工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、本市に書面で報告してください。
- ・認定計画提出者は、施設が設計図書に従い整備されていることを確認する社内検査を実施してください。
- ・認定計画提出者は、工事完了及び社内検査終了後、本市へ完成届を提出します。整備状況が設計図書の内容と逸脱している場合は、是正を求める場合があります。

### 3) 公募対象公園施設の管理・運営に係る基本的な条件

- ・公募対象公園施設は、認定計画提出者が整備し、整備後も所有していただきます。
- ・公募対象公園施設設置後の運営および維持管理は認定計画提出者の責任において実施し、その費用も認定計画提出者の負担となります。
- ・公園利用者が利用しやすく、年間を通じたにぎわいの創出に配慮した維持管理・運営としてください。
- ・地域の町内会や教育機関等との連携に配慮した維持管理、運営を実施してください。
- ・市からの指示や連絡に対して、迅速に対応できる体制を提案してください。
- ・営業時の音や振動、臭気、照明の照度および営業時間等、周辺環境に影響を及ぼさないよう配慮をしてください。
- ・施設の清掃、補修、メンテナンス等により、持続可能な公園施設の運営としてください。
- ・特定の会員のみが利用できる施設など、「独占的な利用」や「排他的な利用」となる運営方法は認められません。
- ・公園利用者の利便性を考慮し、原則通年営業とします。
- ・翌年度の営業日、営業時間について前年度2月末までに年度営業計画を市に提出してください。
- ・地震、災害等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置計画とし、年度営業計画提出時に本市に報告してください。
- ・公募対象公園施設の運営にあたり、実施する事業の内容は以下に該当するものは除きます。

ア) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動および公園利用者が対象となることが予想される普及及宣伝活動等

イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する活動等

- ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- エ) 騒音や悪臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- オ) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体およびその利益となる活動を行うこと
- カ) 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

- ・公募対象公園施設で取り扱うメニューや商品は、公園区域内にあることに鑑み、取り扱う商品やサービス、その価格については、利用しやすい価格としてください。また、その内容は事前に市の承認を得ることとします。
- ・トイレの使用は施設利用者だけでなく、公園利用者が利用できる提案としてください。また、店舗の閉店後のトイレの利用可否、運営方法等も提案してください。
- ・タバコの販売は禁止とし、公募対象公園施設内も禁煙としてください。
- ・酒類の販売は自動販売機での販売を禁止としますが、それ以外の方法での販売は可能です。酒類を販売する際は他の利用者への配慮についても併せて提案してください。
- ・運営にあたって廃棄物の削減等、環境負荷低減に取り組んでください。
- ・空調設備を設置するなど、年間を通じて公園利用者が快適に利用できる室温を確保してください。
- ・施設に必要なインフラ（上下水道、電気、ガス等）施設は、認定計画提出者の負担によって管理、運営を行ってください。
- ・営業を終了する場合や許可期間が満了する際は、認定計画提出者の責任及び負担において原状回復することを基本とします。ただし、回復内容については本市と協議して決定するものとします。

#### 4) 設置管理許可

公園施設設置許可または公園施設管理許可（以下、設置管理許可）に係る基本的な条件等は以下のとおりです。

##### ① 基本的な条件

- ・市は選定した認定計画提出者と基本協定書を締結のうえ、細目協議を行います。協議が成立し、公募対象公園施設および特定公園施設の設計内容を承諾した後、市は認定計画提出者に対し、都市公園法第5条に基づく設置管理許可を与えます。
- ・認定計画提出者は、都市公園法第5条の8に該当する場合に限り、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができます。

【参考】都市公園法第5条の8

(地位の承継)

第五条の八 次に掲げる者は、公園管理者の承認を受けて、認定計画提出者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

- 一 認定計画提出者の一般承継人
- 二 認定計画提出者から、認定公募設置等計画に基づき設置または管理が行われる公募対象公園施設の所有権その他当該公募対象公園施設の設置または管理に必要な権原を取得した者

② 設置管理許可予定日

- ・設置管理許可は、施設の設計内容等を市が承諾した後の、公募対象公園施設の工事着手日からを予定しています。

③ 変更協議

- ・提案のあった施設の目的、内容等の一部について、都市公園の施設としてふさわしくないと市が判断した場合は、市と認定計画提出者との協議により、変更を要請する場合があります。

5) 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、設置する公募対象公園施設の設置許可の面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を本市に支払っていただきます。なお、設置許可の面積には、建築物の範囲以外に、オープンテラス等の公募対象公園施設の利用者に利用が限定される施設の面積も含まれるものとし、設置許可の面積の決定にあたっては、実施設計の協議等を経て認定計画提出者から提出して頂く最終的な計画を本市が確認し決定いたします。

オープンテラス等の施設については、一般の公園利用者も制約等がなく使用できるものであれば、公園の使用料は免除とします。なお、当該免除にあたっては、公募対象公園施設の営業時間内とする等、一般の公園利用者の使用時間を制限することはできません。

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料（税込）及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料の下限	60 円／㎡月 以上
-----------------	------------

※提案する設置許可使用料単価は、10 円単位で提案してください。

※条例改正により条例に定める設置許可使用料が、提案した設置許可使用料を上回った場合は、改正後の設置許可使用料単価となります。

※条例により定める設置許可使用料については、設置許可の更新時に条例に基づき定められた使用料を下回る場合には、条例に基づき定められた使用料とします。

※設置管理許可の使用料は恵庭市都市公園条例第 22 条に基づき支払うこととします。



#### (4) 特定公園施設の建設に関する事項 (課題)

##### ① 特定公園施設の整備に係る基本的な条件

- ・ 特定公園施設の整備は、公園利用者の利便性の一層の向上を目的としています。
- ・ 特定公園施設のうち、公募対象公園施設周辺の外構および駐車場を整備してください。
- ・ 駐車場については、台数の規定は設けませんが、施設利用者および公園利用者が快適に使用できる提案としてください。
- ・ 外構の提案については任意としておりますが、既存舗装の撤去や周辺の公園景観と調和した新規舗装や芝生吹き付け等の整備を想定しております。
- ・ 上記以外も提案する場合は、公園利用者が公園に入りやすく、くつろげるような空間を提案してください。
- ・ 特定公園施設の整備位置は、整備可能範囲内の公募対象施設以外の区域となります。
- ・ 特定公園施設として整備した施設は、整備後本市へ譲渡するものとします。施設の引き渡しが完了した時点において、都市公園法第5条第1項に基づく管理許可により、認定計画提出者において管理運営するものとします。なお、特定公園施設に関する管理許可使用料は免除とします。
- ・ 特定公園施設の整備にあたっては、本市やインフラ管理者および警察等と協議したうえで適切に実施してください。
- ・ 認定計画提出者は特定公園施設の設計図書（工事工程表、施工計画書、施工体制台帳、履行報告書、使用資材承諾願、搬入材料検査簿、出来形測定結果一覧表、出来形図面、工事写真、試験成績表、段階確認願、社内検査簿、安全教育・安全訓練等実施報告書、品質管理、協議簿、産業廃棄物集計表、保証書、説明書等、創意工夫等）を本市に提出し、承諾を受ける必要があります。設計の内容が、提案内容と相違する場合には修正を求める場合があります。特定公園施設の整備に伴う工事エリアは、都市公園法第6条に基づく公園占用許可を受けるものとしませんが、この場合の占用許可使用料については、原則として全額免除とします。
- ・ 認定計画提出者はやむを得ない理由により、提案内容を変更する必要がある場合は、本市と協議の上、提案主旨を逸脱しない範囲で変更できるものとします。
- ・ 特定公園施設の設計にあたっては、認定計画提出者は、「北海道建設部測量調査設計業等共通仕様書(令和3年10月版)」および「北海道建設部土木工事積算基準(2021.10)」、都市公園事業設計要領、道路事業設計要領等に従って設計を行ってください。設計図書の内容が市の要求に満たないと本市が判断した場合は、本市が認定計画提出者に対し、認定計画提出者の責任及び費用において修正を求める場合があります。
- ・ 特定公園施設の建設に際しては、「北海道建設部土木工事共通仕様書」および工事の施工方法に関する法令、基準等に従って施工してください。
- ・ 特定公園施設の設計及び工事の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得てください。
- ・ 工事において、公園利用者に対する安全確保が不十分と判断される場合は、本市が認定計画提出者に対し、是正を求める場合があります。

- ・認定計画提出者は、工事着手前に、工事現場の施工管理等を行う工事責任者を設置し、本市に書面で報告してください。
- ・認定計画提出者は、工事完成および社内検査終了後、令和5年2月末までに本市へ完成届を提出し、本市は完成検査を実施します。検査の結果、整備状況が設計図書の内容から逸脱している場合は是正を求める場合があります。完成検査により設計図書に従い整備されたことが確認できた場合に本市への譲渡が行われ、市はその対価を支払います。

## ② 特定公園施設の維持管理に係る基本的な条件

- ・特定公園施設として整備した施設等についての管理運営については、原則、認定計画提出者が管理許可を受け、管理運営するものとしますので、特定公園施設に係る管理運営計画について提案してください。維持管理項目のほか、イベントの開催等、ソフト事業に関する提案も可能です。
- ・公園利用者が利用しやすく、かつ安全、安心に配慮した維持管理・運営として下さい。
- ・本市が行う事業に積極的に協力をし、恵庭ふるさと公園の魅力向上が図られる運営を行ってください。
- ・日常的な清掃（ごみ拾い等）については、公園利用者にとって常に快適な空間となるよう実施して下さい。認定計画提出者が実施可能な範囲で日常的な清掃や公園の環境の維持および向上を図るための措置を提案してください。その費用は認定計画提出者の負担となります。
- ・地震・火災等災害発生時の危機管理に対応した管理・運営可能な配置計画とし、本市に報告してください。
- ・特定公園施設の運営にあたり、次に該当するものは認められません。
  - ア) 政治的または宗教的な用途で、勧誘活動および公園利用者が対象となることが予想される普及及宣伝活動等
  - イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する活動等
  - ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
  - エ) 騒音や悪臭など著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
  - オ) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する団体およびその利益となる活動を行うこと
  - カ) 上記の他、公園利用との関連性が低く、本市が必要とみなすことができないと判断する行為

## ③ 市による特定公園施設の整備費用の負担

特定公園施設の整備に要する費用は、公募対象公園施設及び利便増進施設等からの見込まれる収益等及び、本市からの負担により賄ってください。本市に整備に要する費用の負担を求める場合には、その金額を提案してください。できるだけ、本市負担を低減する提案としてください。

恵庭市が負担する費用の上限額は以下のとおりとします。

■恵庭市が負担する費用の上限額 35,016千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本市が提示する整備条件以上の整備を行う部分についての費用は認定計画提出者の負担となります。

原則として、本市からの負担額は、認定計画提出者が本市に負担を求める額で提案した額を上回ることにはできません。また、本市からの負担額は、建設に要する費用に対して9割以内になります。

※本市にて負担する額は、認定計画提出者との設計協議を経て、最終的な計画内容とその工事費内訳の提出後、本市が金額を精査したうえで、本市と認定計画提出者で協議し決定するものとします。

※特定公園施設の整備に要する費用には、特定公園施設の整備に伴う既存施設等の撤去費用も含まれます。

※特定公園施設の整備に要する費用は、公園区域内の整備に限ります。

※本市が負担する額は「官民連携型賑わい拠点創出事業（社会資本整備総合交付金）」の活用を予定しており、負担額算出にあたり、本市から関連する工事費内訳等の資料提出を求めますので、認定計画提出者は協力して下さい。

#### ④ 駐車場の整備・管理運営について

- ・車両の進入に伴う道路形状等については、道路管理者および警察と協議したうえで、出入り口の位置や、入出庫に伴う渋滞や事故等を回避する計画など、公園内及び周辺道路の交通の円滑化と安全性を考慮し計画してください。
- ・駐車場の管理運営については、公園利用者が利用しやすく、周辺住民に配慮した運営として下さい。具体的には、開放時間や公園利用者以外の違法駐車規制方法等について提案をしてください。
- ・特定公園施設として整備した駐車場については、原則無料駐車場としますが、管理上必要であれば有料とすることができます。ただし、2時間までの利用は無料としてください。また、有料とする場合には、営利を目的としない公園の駐車場ということを鑑みた料金設定および管理運営とし、得られた収益は特定公園施設の維持管理費用に充ててください。
- ・駐車場の冬季除雪については、できる限り市の負担が少なくなるよう提案をしてください。

#### (5) 利便増進施設の設置に関する事項

##### ① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。設置できる施設は、自転車駐輪場、地域における催しに関する情報提供のための看板・広告塔です。

##### ② 利便増進施設を設置する場合の占用料

利便増進施設を設置する場合の占用料は以下のとおりです。

■ 広告塔の占用料                      960 円 / m<sup>2</sup> ・ 年

■自転車駐輪場の占用料 960 円／㎡・年

■看板の占用料 960 円／㎡・月

※条例等の変更により金額を見直した場合は、条例等で定める額を占用料として徴収します。

※占用料は恵庭市都市公園条例第 22 条に基づき徴収いたします。

### (6) 原状回復の義務

公募対象公園施設について、認定計画提出者は、事業期間終了（設置管理許可等を取り消した場合または更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）までに、速やかに原状回復するとともに、市の立会いのもとで市に返還していただきます。

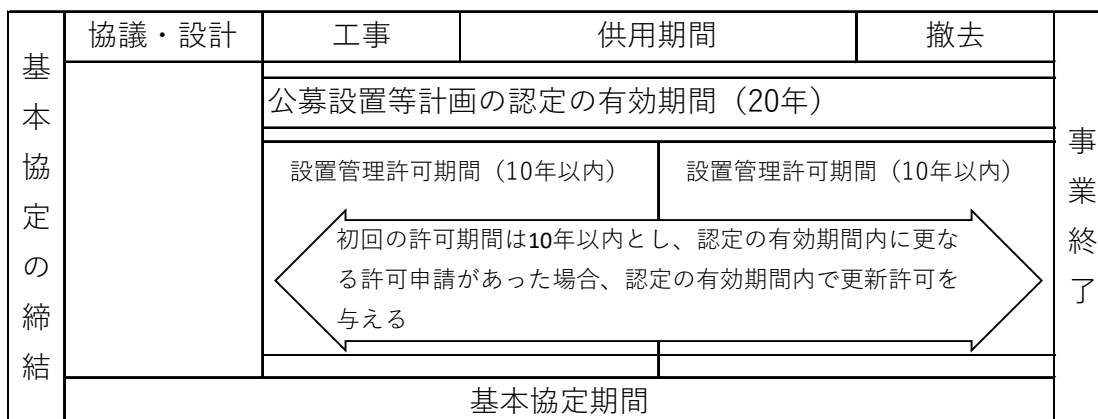
ただし、市が次期事業者を選定し、認定計画提出者と次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について市が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、施設等設置工事中の解約、事業中止に関しての用地の原状回復の取り扱いについては、別途協議により決定することとします。

- ・本事業における原状回復とは、原則として認定計画提出者が設置した公募対象公園施設（地下構造物等も含む）を解体・撤去し、更地として整地することをいいます。ただし、特定公園施設については、原状回復の対象とはなりません。
- ・認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了後、現場での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により市に提出し、承諾を得てください。
- ・認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了時に、上記書面の内容が事業条件等に適合しているか否かについて、市の確認を受けてください。事業者は、市の確認後、承諾を得られれば原状回復工事に着手することができます。なお、市が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができることとします。
- ・認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、市は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

### (7) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、工事着手日から 20 年間とします。有効期間には、工事及び事業終了時の公募対象公園施設の解体、撤去（原状回復）に要する期間を含みません。

設置管理許可、基本協定の期間



### 3. 公募の実施に関する事項等

#### (1) 公募への参加資格

##### 1) 公募へ参加資格

本公募に参加できる方又は受託者となることができる方は、以下の要件をすべて満たす者とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者でないこと。
- ② 経営状態が不健全であると認められる者でないこと。但し、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により更生手続開始の申立てをしたもの及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- ③ 恵庭市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、又は同条第 4 号に規定する暴力団関係事業者ではないこと。
- ④ 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 21 年 1 月 15 日実施）の規定による指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 市税の滞納が無いこと。
- ⑥ 恵庭ふるさと公園パーク PFI 設置予定者審査会委員が経営または運営に直接関与していないこと。
- ⑦ その他選定、対象業務等の実施に際して適正さが阻害される事項がないこと。
- ⑧ 応募者は法人（以下「応募法人」という。）または法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限り、個人での応募はできません。
- ⑨ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。  
応募法人または応募グループを構成する代表法人および構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- ⑩ 公募対象公園施設、特定公園施設の建築物の設計業務を行うものは、都市公園または類似施設の設計・監理実績を備えることとします。また、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることとします。設計の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑪ 公募対象公園施設の建設業務を行うものは、類似施設の工事实績を備えることとします。また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条 1 項の規定に基づく建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。
- ⑫ 特定公園施設の建設業務を行うものは、都市公園または類似施設の工事实績を備えること

とします。また、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条 1 項の規定に基づく建設業の許可を受けていることとします。整備工事業務の再委託を行うものは再委託先が登録を行っていることを条件とします。

⑬代表法人は公募対象公園施設の整備・管理運営および特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

## 2) 応募条件

○複数応募の禁止

- ・単独で応募した法人等は、他のグループ応募の構成員になれません。
- ・応募した複数グループにおいて、同時に構成員になれません。

○グループ応募の構成員の変更

- ・グループ応募の場合、代表法人および構成法人等の変更は原則として認めません。ただし、構成法人等については、業務遂行上支障がないと市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合は必要に応じ書類の再提出等を求めることもあります。

○応募者の辞退

- ・設置等予定者は、選定され、契約（協定）締結後は自己都合による辞退はできません。

## (2) 公募用資料

公募用資料は以下のとおりです。

- 公募設置等指針
- 基本協定書（案）
- 特定公園施設に係る建設・譲渡契約書（案）
- 各種様式
- 参考資料

## (3) リスク分担

本事業における責任およびリスク分担の基本的な考え方は、認定計画提出者が実施する業務については、認定計画提出者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として認定計画提出者が負うものとします。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとします。公募対象公園施設等の建設・管理運営における主なリスクについては、下表に示す負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合またはリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内 容	負 担 者	
		市	認定計画 提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある 法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三者に 損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ・デフレ		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更・中止・延期、臨時休業		○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入源		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
調査費・運営費の 増大	埋蔵文化財の出土による調査費の発生	協議事項	
	市の責による運営費の増大	○	
	市以外の要因による運営費の増大		○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷 特定公園施設	協議事項	
	施設、機器等の損傷 公募対象公園施設・利便増進施設		○
	公募対象公園施設等の直下または接する土地の初期不良	○	
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務または協定内容の不履 行		○
性能リスク	市が要求する業務水準の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器の不備による事項		○
	施設管理上の契約の内容に適合しない事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備または施設管理上の契約の内容に適 合しない事項並びに火災等の事故による臨時休業等に伴 う運営リスク		○
	大規模イベント時等、市の指示による一時的な営業時間 の短縮に伴う運営リスク	協議事項	
協定が締結でき	市が責任を持つ事由によるもの	○	

なかった、または協定は手結できたけれども協定を破棄せざるを得ない場合	上記以外の事項		○
書類の誤り	市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	認定計画提出者が提案した内容の誤りによるもの		○
住民対応	認定計画提出者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等		○
情報の安全管理	認定計画提出者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等		○
公募指針、認定計画の未達成	市が要求する要求水準の不適合に関するもの		○

- ※1) 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- ※2) 公募対象公園施設、特定公園施設が復旧困難な被害を受けた場合は、本市が認定計画提出者に対して当該施設に関する業務の停止を命じることがあります。
- ※3) 業務の一部または全部の停止を命じた場合であっても、本市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

#### (4) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、下記のどちらかの措置を講じることとします。

- 都市公園法第5条の8に基づき、市の承認により別の民間事業者に事業を承継する
- 認定計画提出者の負担により公募対象公園施設等を撤去・更地返還する

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、市が撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者に請求します。



## 4. 公募の手続きに関する事項等

### (1) 日程

実施内容	スケジュール
① 公募設置等指針の公示	令和3年11月30日
公募設置等指針の配布 (HP)	令和3年11月30日
公募説明会の参加申込期限	令和3年12月10日
公募説明会の開催	令和3年12月14日
公募設置等指針に関する質問受付	令和3年12月15日～12月23日
公募設置等指針に関する質問回答	令和4年1月7日
応募登録	令和3年12月15日～令和4年1月18日 午後5時まで
② 公募設置等計画の提出	令和4年1月27日～令和4年2月1日
プレゼンテーション	令和4年2月上～中旬
③ 設置等予定者の選定	令和4年2月中旬
④ 公募設置等計画の認定	令和4年3月上旬
⑤ 基本協定の締結	令和4年3月下旬
認定計画提出者による設計・工事	令和4年4月上旬
⑥ 事業開始	令和4年秋～

### (2) 応募手続き

#### 1) 公募設置等指針の配布

公募設置等指針を下記の期間、恵庭市公式ウェブサイトにて掲載しますので、ダウンロードして入手してください。

#### 【掲載 URL】

[https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kurashi\\_tetsuzuki/doro\\_koen/koen/index.html](https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/kurashi/kurashi_tetsuzuki/doro_koen/koen/index.html)

#### 【掲載期間】

令和3年11月30日(火)～令和4年2月1日(火)

#### 2) 公募説明会

公募の実施方法に関する説明会を開催します。参加希望者は期日までに様式1-1「公募説明会参加申込書」に参加者氏名、所属法人部署名(または所属団体名)、電話番号、Eメールアドレスを明記の上、下記によりお申し込みください。

なお、応募登録にあたり、公募説明会への参加は必須ではありません。

#### 【説明会】

日時：令和3年12月14日(火) 10:00～

場所：恵庭市第2庁舎(恵庭市京町85番地2) 2階 大会議室

**【説明会参加申込期間】**

令和3年11月30日（火）～12月10日（金）午後5時まで

**【参加申込方法】**

様式1-1「公募説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記メールアドレスまでご送付ください。

送付先：kensetsukanri01@city.eniwa.hokkaido.jp

メール件名は「公募説明会 参加申込」とし、受付期間内に市への申込受付の確認の電話をしてください。

**【注意事項】**

- ・説明会への参加は1グループ2名以内とし、事前申込制とします。
- ・説明会当日には、本指針は配布しませんので、各自持参してください。また、当日はマスクの着用を必須とします。

**3) 質問および回答**

公募に関する質問がある場合は、下記のとおり質問書を提出してください。なお、法人グループで提案する場合の質問は、代表者に取りまとめて行ってください。説明会、電話での質問は受け付けません。

**【質問受付期間】**

令和3年12月15日（水）～令和3年12月23日（木）午後5時まで

**【受付方法】**

様式1-2「質問書」に質問を記入の上、下記メールアドレスまでご送付ください。

送付先：kensetsukanri01@city.eniwa.hokkaido.jp

メール件名は「質問書送付」とし、受付期間内に市への質問受付の確認の電話をしてください。

**【質問に対する回答】**

質疑に対する回答は、令和4年1月7日（金）までに恵庭市公式ウェブサイトに掲載します。なお、回答にあたっては質問した事業者名は公表しません。

**4) 応募登録**

本事業に応募しようとする者は、以下の書類を提出し、応募登録を行ってください。なお、応募登録を行った法人または応募登録の際にグループを代表して応募登録を申し出た法人を有するグループ以外の者は、公募設置等計画を提出することができません。

**【受付期間】**

令和3年12月15日（水）～令和4年1月18日（火）午後5時まで

**【申込方法】**

「応募登録書類一式」に必要書類を記載の上、申込期間内に受付場所までご持参ください。

受付場所：恵庭市 建設部 管理課

なお、事前に恵庭市建設部管理課まで電話にて連絡後、市と受付時間を調整の上ご持参ください。

**【電話受付期間】**

令和3年12月15日(水)午前9時～令和4年1月18日(火)午後5時

**【応募登録書類一式】**(正副各1部ずつご提出ください)

- ・様式1-3「応募登録書」(必要事項をご記入ください)
- ・法人税、法人都道府県民税、法人市町村税、法人事業税等、固定資産税、消費税および地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。
- ・財務諸表「貸借対照表、損益計算書(①売上原価内訳明細書、②販売費および一般管理費の内訳書、③製造原価報告書を含む)、株主資本等変動計算書(純資産変動計算書)、キャッシュ・フロー計算書(作成している法人のみ)、注記等」(直近3期分)の写し  
※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。  
※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表  
※決算期が9月以降の場合は、昨年から3期分の写しでもよい。  
※特別目的会社等、過去3期分の実績がない場合は、関係会社や親会社等の3期分の実績の写しを併せて提出すること。
- ・事業報告書・事業計画書等  
※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。

**【応募登録書類の注意事項】**

- ・応募登録書類の作成にあたっては、P25 公募設置等計画等作成の注意事項を準用してください。

**5) 公募設置等計画等の受付**

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項および公募設置等計画等関係書類一覧に従い提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置計画等は受理しません。

**【受付期間】**

令和4年1月27日(木)～令和4年2月1日(火)午後5時まで

**【申込方法】**

「公募設置等計画等関係書類一覧」に記載されている様式(指定のない場合は任意様式)に必要事項を記入の上、受付場所までご持参ください。

受付場所：恵庭市 建設部 管理課

なお、事前に「建設部管理課」まで電話にて連絡後、市と受付時間を調整の上ご持参ください。

**【電話受付期間】**

令和4年1月26日(水)午前9時～令和4年1月31日(月)午後5時まで

## 【公募設置等計画等作成の注意事項】

### ○一般的事項

- ・公募設置等計画等の提出は1応募法人（または1応募グループ）1提案とします。
- ・公募設置等計画等関係書類に使用する言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨とします。
- ・関係法令および条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上、公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- ・提出書類はA4版、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・公募設置等計画は20ページ以内としてください。両面印刷とした場合は、両面それぞれにページ番号を付してください。ただし、イメージパース(A3サイズ横向き)、図面、別途提出資料の部分はページ制限の対象外とします。  
なお、イメージパースなどA3サイズで作成した資料は、ファイル折りでA4サイズとしてください。
- ※ページ枚数は評価の対象ではありません。分かりやすく、簡潔に提案してください。
- ・明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・応募書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上としてください。図を用いる場合等の文字については、この限りではありませんが、文字が十分読み取れる程度としてください。
- ・公募設置等計画の副本は、正本から会社名、ロゴマークなど、応募者が特定できる表現を削除したものとしてください。社名が特定できる情報であると判断した場合、事務局で該当部分を抹消します。

### ○電子データ

- ・提出書類一式を電子データ化したものをCD-R（表面：任意様式）にて1部提出してください。
- ・データはPDF形式とし、テキスト情報を含んだものとします。テキスト情報を含むことが困難なものについては、画像化したものでも構いません。

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	様式 2	1 部	1 部
2. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人および構成法人のすべてについて提出）			
(1) 定款または寄付行為の写し	任意	1 部	1 部
(2) 法人登記簿謄本および印鑑証明	任意	1 部	1 部
(3) 役員名簿	任意	1 部	1 部
3. 応募資格関係書類（該当する法人について提出）			
(1) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し	任意	1 部	1 部
(2) 設計・監理実績を証する書類	様式 3-1	1 部	1 部
(3) 特定建設業許可通知書の写し	任意	1 部	1 部
(4) 建設工事实績を証する書類	様式 3-2	1 部	1 部
(5) 管理運営の実績を証する書類(任意)	様式 3-3	1 部	1 部
4. 公募設置等計画			
(1) 事業の実施方針 ①事業実施方針について ・本事業の実施にあつての基本的な考え方（事業目的）、事業の実施方針 ・公園の有する課題に対する事業の対応方針 ・公園の特性、周辺環境や地域特性への対応方針 ・公園利用者の利用者増や利便の向上に向けた考え方 ②公募対象公園施設の考え方について ・設置予定の公募対象公園施設の業種、業容およびその理由 ・設置予定の公募対象公園施設の利用者層、営業時間の考え方 ・設置予定の公募対象公園施設の運営期間の考え方	様式 4	1 部	10 部
(2) 事業の実施体制 ①事業実施体制について ・応募法人または代表法人及び構成員の役割分担 ・各法人の同種等の実績（3 の書類にて判断） ・事業期間中における市との連絡体制 ②応募法人の財務状況について ・応募法人等の財務安定性 ・応募法人の決算報告書、損益計算書等	様式 4	1 部	10 部

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
<p>(3) 施設の整備計画</p> <p>①施設の配置・動線計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設の設置位置およびその理由</li> <li>・特定公園施設の整備位置、整備内容</li> <li>・(利便増進施設を設置する場合)利便増進施設の整備位置・内容</li> <li>・バリアフリーおよびユニバーサルデザインに配慮した公園利用者動線の考え方</li> </ul> <p>②施工計画やスケジュールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の工事実施の方法、施工計画</li> <li>・施設の工事の時期</li> </ul> <p>③環境保全について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設整備に伴う環境負荷を低減する取組について</li> </ul> <p>④公募対象公園施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設の意匠の考え方</li> <li>・イメージパース(外観パース、内観パース)(任意)</li> <li>・公募対象公園施設の構造、建築一般図(平面図、立面図等)</li> </ul> <p>⑤特定公園施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定公園施設の構造、設置位置、図面等</li> <li>・特定公園施設の数量、設計積算書(可能であれば)</li> <li>・工事実施の方法、施工計画</li> <li>・施設の工事の時期</li> </ul> <p>⑥利便増進施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(利便増進施設を設置する場合)利便増進施設の詳細、工事の時期</li> </ul>	様式 4	1 部	10 部
<p>(4) 施設の管理運営計画</p> <p>①事業運営の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設の運営管理の内容</li> <li>・施設の利用に関する事項(利用者数の見込み、利用時間等)</li> <li>・市や周辺地域との連携方針・方策(公園指定管理者との連携含む)</li> <li>・地域の賑わい創出や集客につながる企画(イベントや広報計画)の考え方</li> <li>・特定公園施設の管理運絵の内容</li> </ul> <p>②人員配置の考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営時における人員配置の考え方</li> </ul>	様式 4	1 部	10 部

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
① 環境保全・維持管理について <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に伴う環境負荷を低減する取組について</li> <li>・周辺への環境（騒音、振動、臭気、照明）等への配慮について</li> <li>・施設の清掃や修繕等の取り組みについて</li> </ul>	様式 4	1 部	10 部
④地域連携について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地元企業、団体、住民との連携の考え方</li> <li>・地域住民のニーズを事業に反映する仕組み</li> </ul> ⑤緊急時および平常時の安全安心について <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応計画</li> <li>・公園利用者の事故や怪我を未然に防止する取組</li> <li>・新たな生活様式に対応した取り組み</li> </ul>	様式 4	1 部	10 部
(5) 事業収支計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>①リスク対応について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針</li> </ul> </li> <li>②収支計画の考え方について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・想定している資金調達方法</li> <li>・収入と支出の考え方</li> <li>・経費節減に対する考え方</li> <li>・収支計画書（様式 4-1）</li> </ul> </li> </ul>	様式 4	1 部	10 部
(6) 価額提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>①設置許可使用料について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募対象公園施設の設置許可使用料の額</li> </ul> </li> <li>②特定公園施設の整備費について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定公園施設の整備費及び市負担額について</li> </ul> </li> <li>③地域還元の考え方について               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域還元の考え方</li> </ul> </li> </ul>	様式 4	1 部	10 部

#### 【応募書類の取扱い】

##### ① 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属するものとします。ただし、設置等予定者の選定結果の公表等に必要な場合は、市は応募書類の著作権を無償で使用できるものとします。

なお、応募書類は、恵庭市情報公開条例（平成 6 年条例第 18 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

また、設置等予定者の応募書類に著作権がある場合の著作権は市に帰属し、設置等予定者に選定されなかった応募書類の著作権は応募者に帰属します。

② 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

③ 費用負担

応募に関する費用負担は、全て応募者の負担とします。

④ 応募の辞退

応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

**(3) 事務局**

恵庭市 建設部 管理課 公園管理担当

住 所：〒061-1498 恵庭市京町 1 番地 恵庭市役所 第 2 庁舎 3 階

電 話：0123-33-3131（内線 2421）

メールアドレス：[kensetsukanri01@city.eniwa.hokkaido.jp](mailto:kensetsukanri01@city.eniwa.hokkaido.jp)

**(4) 受付時間**

公募設置等計画等の受付を含め、全ての事務取扱は、午前 9 時 00 分から午後 5 時（恵庭市の休日を定める条例（平成 3 年条例第 10 号）第 1 条に定める市の休日を除く）とします

**(5) 審査方法等**

**1) 審査の流れ**

以下の手順に従って審査します。

① 第一次審査

提出された全ての公募設置等計画等について、都市公園法第 5 条の 4 第 1 項に基づき、以下の点について審査します。

ア) 参加資格の確認

応募者が参加資格を満たしているかを審査します。

イ) 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

ウ) 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は次のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

審査の結果、これらの条件を満たしていないと認められる場合は、事務局の意見を付して選定委員会に送付します。

ただし、誤字・脱字、乱丁・落丁など、記載内容の変更を伴わない提案書の明らかな不備と事務局が認めたものについては、事務局が定めた期間内の再提出が条件に提案書の一



部差し替え等の修正を認めます。

なお、提出された全ての公募設置等計画等は、事務局の意見を付して選定委員会に送付します。

## ② 第二次審査

第二次審査では、第一次審査を通過したすべての公募設置等計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき後述する「評価の基準」に従って評価を行います。

応募者には、委員会において提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時・場所・方法等の詳細は事務局から連絡します。なお、プレゼンテーションは公募設置等計画の具体性や実現性などについて、ご提出いただいた公募設置等計画の補足の説明や質疑を行うために実施するものであり、プレゼンテーションで公募設置等計画に記載のない新たな提案を行っても、その内容は評価対象としないものとします。模型などの持ち込みも認めません。

また、応募者多数の場合は、提出書類のみで審査を行い、プレゼンテーション対象者を数社に限定させていただく場合があります。その場合、選定外となった応募者には、事務局より通知いたします。

## 2) 事業者選定委員会

市は公募設置等計画の審査にあたり、事業者選定委員会を設置します。

選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画について評価項目、内容に基づき審査を行い、最優秀提案および次点提案を選定します。審査の結果によっては、最優秀提案、次点提案の一方または両方について、該当案なしとする場合があります。

## 3) 評価の基準

市では、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。なお、選定委員会それぞれの委員が評価点（満点180点）にて評価を行い、その評価点の合計を公募設置等計画の評価点とします。

この手法にて算出する評価点の最高点の6割を最低基準点とします。

最低基準点以上の点数を得た提案の中で最も高い点数を得た提案を最優秀提案に選定します。最高点を獲得した提案が複数ある場合は、評価項目の「①事業の実施方針」の得点合計が高い提案を選定します。

<評価の項目、内容>

記載事項		評価内容	評価の視点	配点
①事業の実 施方針	事業実施方針について	公園及び地域特性・課題の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の特性や周辺環境、地域の特性等を配慮した事業の実施方針となっているか。</li> <li>恵庭ふるさと公園の有する課題を把握し、その課題に対応した提案となっているか。</li> </ul>	30
		利用者増や利便性向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>恵庭ふるさと公園の魅力が高まり、賑わい創出や公園利用者増に資する業種、業態となっているか。</li> <li>利用者の利便性が向上され、日常利用の促進が図られる提案となっているか。</li> <li>公園外から人を誘引する仕掛けが施された提案となっているか。</li> </ul>	
	公募対象公園施設の考え方について	コンセプトとの整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>恵庭ふるさと公園の目指すべき姿(賑わい拠点としての公園施設、利便性の向上、持続可能な管理運営等)の実現に資する提案であるか。</li> <li>基本理念や基本方針、整備方針に整合しているか。</li> <li>想定した利用者層に応じた営業時間や施設、業種、業務内容となっているか。</li> </ul>	
②事業の実 施体制	事業実施体制について	事業実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施にあたり、十分に実行力があり、実績を兼ね備えた事業実施体制を構えているか。</li> <li>複数企業での応募の場合、企業間の役割分担が明確に示され、またそれが適切であるか。</li> <li>設計や建設にあたり、同種業務等の実績を有しているか。</li> <li>市との連携体制が構築され、事業全体を適切にマネジメントすることが可能か。</li> <li>地元企業との連携が具体的に示されているか。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①実施体制に市に本店・本社を有している企業が入っている。</li> <li>②実施体制に市に支店・支社・営業所を有している企業が入っている。</li> <li>③実施体制に市の地元企業が入っていない。</li> </ul> </li> </ul>	20
	応募法人の財務状況について	応募法人の財務状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>応募法人の財務状況は適切か。</li> <li>法人の規模に対して借入金が適切か。</li> </ul>	
③施設の 整備計画	施設の配置・動線計画について	施設配置計画、動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の配置、動線の計画は、高齢者、子ども連れ、障がい者および要介護者の方々等、誰もが気軽に利用できるよう配慮されているか。</li> <li>再整備による恵庭ふるさと公園各施設と一体的な利用を促す施設配置、動線となっているか。</li> </ul>	50
		ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応	ユニバーサルデザイン、バリアフリーに対応し、周囲との動線や一体となって機能が確保された施設となっているか。	
	施工計画・スケジュールについて	施工計画・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計、施工の事業スケジュールが適切か。</li> <li>施工手順の考え方は適切か。</li> </ul>	
	環境保全・維持管理について	環境保全・維持管理	施設整備における環境負荷低減策が示され、その内容が適切であるか。	
	公募対象公園施設について	周辺と調和した建築意匠・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の景観と調和した、恵庭ふるさと公園内の施設として一体的なランドスケープとなっているか。</li> <li>恵庭ふるさと公園の入口として、公園に調和し、気軽に立ち寄りやすいデザイン等であるか。</li> </ul>	
	特定公園施設について	コンセプトとの整合	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定公園施設の整備内容が市のコンセプトや目指すべき姿に資する内容か。</li> <li>図面は評価項目「施設配置・動線計画について」の補足資料として評価する。</li> </ul>	
	利便増進施設について	施設配置計画、動線計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>利便増進施設の提案があるか。</li> <li>他の公園施設に調和した利便増進施設が提案されているか。</li> </ul>	
④施設の管 理運営計画	事業運営の考え方について	事業運営の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募対象施設、特定公園施設の管理・運営について具体的に示され、適切であるか。</li> <li>営業日、営業時間等は妥当であるか。</li> <li>イベント(ソフト事業)が具体的に提案され、地域の賑わい創出や利便性向上に資する内容となっているか。</li> <li>年間を通じて恵庭ふるさと公園の利用者が増加し、地域の価値向上に資する提案となっているか。</li> <li>イベント実施が園内(公募対象公園施設外)で実施される場合、市や公園指定管理者との連携方法や内容、留意点等が示されているか。</li> </ul>	40
	人員配置の考え方について	人員配置	管理運営時における人員配置が業務内容に応じて適切か	
	環境保全・維持管理について	環境保全・維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業運営における環境負荷低減策が示され、その内容が適切であるか。</li> <li>周辺への環境(騒音、振動、臭気、照明)等への配慮がされているか。</li> <li>施設の清掃、メンテナンス等、持続可能な施設維持管理、更新等に配慮しているか。</li> </ul>	
	地域連携について	地域連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の事業や地域催事に対して、具体的な協力体制が示されているか。</li> <li>事業実施にあたり、地元企業や地元団体、住民、公園指定管理者等と連携・協力する姿勢があるか。</li> <li>地域住民のニーズを事業に反映できる体制を構築しているか。</li> </ul>	
	緊急時および平常時の安全安心について	緊急時および平常時の安全安心	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害や事故、事件発生時などの緊急時対応が明確に示されているか。</li> <li>施設利用者や公園利用者の安全安心に配慮した提案となっているか。</li> <li>事故や事件を未然に防止する取組が示されているか。</li> <li>新たな生活様式に準拠した施設運営となっているか。</li> </ul>	
⑤事業収支 計画	リスク対応について	事業実施体制	事業撤退等に至ると想定されるリスクが抽出され、その対応方針が明確になっているか。	15
	収支計画の考え方について	収支計画の適切性	<ul style="list-style-type: none"> <li>初期投資の額が適切であるか。</li> <li>事業予測(売上、経費)は適切で、初期投資の回収が可能な計画となっているか。</li> <li>事業撤退に至ると想定されるリスクに対する対応方針が適正か。</li> </ul>	
⑥価額提案	使用料について	使用料設定	公募対象公園施設の設置許可使用料が増額されているか。(市の提示する最低使用料 60円/(m <sup>2</sup> ・月))	25
	特定公園施設の整備費用について	市の負担割合	特定公園施設の整備費用の市負担割合(率)を下げているか。(整備費にかかるとする市の最大費用負担率 90%)	
	地域還元の考え方について	その他還元策	<ul style="list-style-type: none"> <li>還元の考え方の評価は、以下の3段階で評価する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①還元方法が具体的に示されている。</li> <li>②還元方法が具体性にかけている。</li> <li>③還元方法が示されていない。</li> </ul> </li> <li>還元額の考え方の評価は、以下の3段階で評価する。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①事業運営期間を通じた想定還元額が多い。</li> <li>②事業運営期間を通じた想定還元額が少ない。</li> <li>③還元額が示されていない。</li> </ul> </li> </ul>	

#### 4) 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人および応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は、恵庭市公式ウェブサイトにて公表します。

#### 5) 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案および次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

#### (6) 公募設置等予定者等の決定

市は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。市が設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、設置等予定者、次点者の一方または両方について、該当者なしとする場合があります。

#### (7) 公募設置等計画の認定

市は、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、設置等予定者は認定計画提出者となります。

認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、変更後の公募設置等計画を認定する場合があります。

なお、認定後、協議を進める中で、関係者等との協議が整わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

#### (8) 契約の締結等

##### 1) 基本協定

認定計画提出者は、市が認定した公募設置等計画に基づき、市と協議の上、本事業の実施に関する必要事項等を定めた基本協定を締結します。基本協定の締結後は、設計条件等の事業内容の詳細について別途、市との協議を実施します。

##### 2) 特定公園施設に係る建設・譲渡契約

特定公園施設の建設に係る工事については、完成後に市に譲渡する場合は、市と認定計画提出者が「特定公園施設に係る建設・譲渡契約」を工事着手前に締結し、認定計画提出者の負担において施工していただき、建設完了後、竣工図と一緒に市へ譲渡していただきます。

ただし、建設・譲渡契約の締結日の詳細については、公募設置等計画の認定後、別途協

議を実施します。

なお、令和 5 年 2 月末までに特定公園施設の整備に係る全ての工事を完了し、市へ譲渡を行っていただきます。

また、特定公園施設の整備に伴い工事エリアとして公園を占用する場合、都市公園法第 6 条に基づく公園占用許可を受けることとしますが、この場合の占用料は原則として免除とします。

## (9) 法規制等

### 1) 法規制

公募設置等計画の内容および事業の実施にあたっては、都市公園法(昭和 31 年法律 79 号)、恵庭市都市公園条例(昭和 40 年条例第 8 号)、北海道屋外広告物条例(昭和 25 年条例第 70 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、北海道景観条例(平成 20 年条例第 56 号)およびその他各種関係法令を遵守してください。

また、事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。

### 2) 私権の制限

私権の制限については、基本協定書(案)のとおりです。

### 3) 第三者の使用等

認定計画提出者が所有する公募対象公園施設を第三者に使用させる場合(一時使用の場合は除く)は、借地借家法第 38 条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとし、契約内容等について事前に市の確認を得てください。

なお、その他制限については、基本協定書(案)を確認してください。

### 4) 再委託について

認定計画提出者は、本事業の全部を第三者に委託または請け負わせることはできません。認定計画提出者が本事業の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得てください。

また、市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託または請け負わせる場合は、認定計画提出者の責任において当該委託先または下請先に基本協定書の規定を遵守させてください。

## (10) その他

### 1) 事業内容等の変更

認定計画提出者が、基本協定書に基づく事業の実施内容をやむを得ず変更する必要がある場合は、市と協議を行った上で、相当な理由が存すると認められる場合に限り、市の承諾を得て事業の内容を変更することができます。また、構成員の脱退もしくは追加がある場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。

### 2) 事業の中止

事業の提案書や基本協定書、設置管理許可の許可条件等に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止していただくことがあります。

認定計画提出者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断される場合には、事業を中止する日の6か月前までに、市に対して書面により申請を行った上で、基本協定の解除および事業の中止を行うことができることとします。

### 3) 事業期間終了後の連絡体制

本事業の事業期間終了後も必要に応じて認定計画提出者に連絡する可能性があるため、事業期間終了後の連絡体制も事前に整えてください。

### 4) 施設における事故への対応

認定計画提出者は、施設において事故等（不測の事態を含む）が発生した場合に備えてあらかじめ事故対応マニュアルを作成してください。

事故等発生時には直ちにその旨を市へ報告し、事故等発生に伴う対外的な発表・広報・対応については市と協議しながら行うものとします。

認定計画提出者の責に帰すべき事由により、市または第三者に損害を与えた場合には、認定計画提出者がその損害を賠償するものとします。

### 5) 自然災害等の対応

#### ① 風水害

台風や突発的な集中豪雨等の風水害が発生し被害が懸念されるとき、認定計画提出者は市へ公園および周辺の現況について通報連絡を行うとともに、市の指示に従い必要に応じて、安全確保のための措置をとることとします。

#### ② 地震等

地震の発生などにより特定公園施設の工作物等が破損した場合は、直ちに市への通報を行うとともに、市の指示に従うこととします。

### 6) その他

- ・認定計画提出者は、事業期間満了後または認定計画提出者の責に帰すべき事由による使用許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填または補償を請求することはできません。
- ・公募対象公園施設の営業状況については、毎年度報告していただきます。なお、市は公募対象公園施設の財務書類の提出および説明等を求めることができるものとします。
- ・市や市関連団体、市内の教育機関、恵庭ふるさと公園の指定管理者との連携に配慮してください。

恵庭ふるさと公園官民連携型賑わい拠点創出事業

(公募設置管理制度導入)

公募設置等指針

< 令和 3 年 11 月 >

恵庭市

事務局：恵庭市 建設部 管理課

〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地

TEL : 0123-33-3131 (内線 2421)

FAX : 0123-33-3137

e-mail : kensetsukanri01@city.eniwa.hokkaido.jp

URL : <http://www.city.eniwa.hokkaido.jp>